

座間市教育委員会 2月定例会議事日程

1 開 会

2 会期の決定

3 会議録署名委員の指名

4 教育長報告

5 案 件

(1) 議案

ア 座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）の策定について

イ 県費負担教職員の人事について

ウ 座間市教育委員会職員の人事について

エ 座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を
改正する規則

オ 教育関係予算案に関する意見の申出について

(2) 報告

県費負担教職員の任用について

6 閉 会

座間市教育委員会 2月定例会議事運営要領

日 時	令和5年2月8日（水） 午前9時30分
場 所	座間市役所5階 教育委員会室
会 期	令和5年2月8日 1日間
前回定例会 年 月 日	令和5年1月11日
会 議 録 署 名 委 員	鈴木委員 北村委員
経 過 報 告	木島教育長

No.	議案番号	議 案 事 項 名	提案説明者
1	4	座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）の策定について	生涯学習課長
2	5	県費負担教職員の人事について	学校教育課長
3	6	座間市教育委員会職員の人事について	教育部長
4	7	座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を改正する規則	教育総務課長
5	8	教育関係予算案に関する意見の申出について	教育部長

No.	報告番号	報 告 事 項 名	報告者
1	2	県費負担教職員の任用について	学校教育課長

経 過 報 告

令和5年2月8日定例会

実施月日	曜	事業（行事）等の内容	出席委員等
1月11日	水	教育委員会定例会	教育長、教育長職務代理人、鈴木委員、有山委員
1月12日	木	定例校長会議	教育長
1月13日	金	定例教頭会議	教育長
1月14日	土	ざま井上兄弟ファンミーツ	教育長
1月16日	月	防災カフェ	教育長
1月18日	水	市議会第1回臨時会	教育長
1月22日	日	市新春祭囃子たたき初め大会開会式	教育長
1月23日	月	災害対策本部シェイクアウトプラス1訓練	教育長
1月24日	火	市統計グラフコンクール作品展覧会	教育長
1月24日	火	ざまユニバーサルアート巡回展	教育長
1月24日	火	一般社団法人座間青年会議所新年賀詞交歓会	教育長
1月25日	水	学校訪問C(旭小学校)	教育長、教育長職務代理人、鈴木委員、北村委員、有山委員
1月26日	木	市青少年薬物乱用・いじめ防止等対策連絡協議会	教育長
1月27日	金	アーン小学校訪問(栗原小学校国際交流会)	教育長
1月27日	金	県央教育事務所管内教育長会議	教育長
1月28日	土	市青少年芸術祭 人形劇部門公演	教育長
1月29日	日	～座間音楽祭2023～ THE SUPER OCTET ーザ・スーパーオクテットー	教育長
2月2日	木	交通安全横断旗寄贈式(榎金谷商運及び榎クロスロード)	教育長
2月3日	金	研究発表会(立野台小学校)	教育長、教育長職務代理人、鈴木委員、北村委員、有山委員
2月4日	土	市青少年芸術祭 音楽部門公演	教育長
2月5日	日	市中学校給食(選択式)試食会	教育長
2月6日	月	大凧まつり凧文字選考会	教育長
2月6日	月	教育研究員全体会	教育長

議案第4号

座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）の策定について

座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）を別添のとおり策定することについて議決を求める。

令和5年2月8日提出

座間市教育委員会
教育長 木島 弘

提案理由

座間市生涯学習プラン（令和5～12年度）を策定するため提案するものである。

議案第7号

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部
を改正する規則

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年2月8日提出

座間市教育委員会
教育長 木 島 弘

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正及び条文の整備を行うため提案するものである。

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則の一部を
改正する規則

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則（昭和58年座間市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「第28条の5第1項の規定により採用された職員及び座間市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成19年座間市条例第1号）第4条の規定により採用された」を「第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

座間市教育委員会職員の週休日及び勤務時間の割振りの特例に関する規則新旧対照表（案）

現行	改正案
<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の週休日及び勤務時間の割振り は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項の規定</u> <u>により採用された職員及び座間市一般職の</u> <u>任期付職員の採用等に関する条例（平成1</u> <u>9年座間市条例第1号）第4条の規定によ</u> <u>り採用された職員</u>の週休日及び勤務時間の 割振りは、教育長が別に定める。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第2条 職員の週休日及び勤務時間の割振り は、別表第1及び別表第2のとおりとする。 ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項に規定</u> <u>する短時間勤務の職を占める職員</u>の週休日 及び勤務時間の割振りは、教育長が別に定 める。</p> <p>2 (略)</p>

議案第8号

教育関係予算案に関する意見の申出について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき市長から意見を求められた別添の教育関係予算案に関し、異議のない旨を申し出ることについて議決を求める。

令和5年2月8日提出

座間市教育委員会

教育長 木 島 弘

提案理由

令和4年度座間市一般会計補正予算案（繰越明許費含む）について提案するものである。